

令和3年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（B日程入試）

憲法・民法・刑法

注意事項

以下をよく読んで、間違いないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3~6ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのI）、民法につき1枚（そのII）、刑法につき1枚（そのIII）、合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

A は、日本社会の最大の病理が不倫であると主張し、不倫なき社会の実現を選挙公約として、市議会議員に当選した。

『週刊 B』は、芸能人の動向等に関するゴシップ記事を中心に構成される週刊誌であるが、ときに、政治・社会問題の報道・論評も行う。同誌の記事の一部は『週刊 B デジタル』と称されるホームページでも公開されている。同誌は、スクープに見せかけた飛ばし記事を連発することが多かつたため、記事は信頼できないがフィクションとしては面白いと評価されていた。

ある日、『週刊 B』の記者 C の下に、D を名乗る匿名の人物から封書が届いた。封書には、議員 A と不倫相手 E との電話による会話を D が盗聴した旨の文書と、盗聴音声データを記録した USB メモリが同封されていた。記者 C は、同音声データが電子通信事業者の加入電話による議員 A と不倫相手 E の通話内容を第三者である D が盗聴録音したものである点についての確証を得たうえで、「不倫なき社会を目指す議員 A が不倫！？」との見出しの下、『週刊 B デジタル』上で、同音声データを公開した。議員 A は、同音声データが本物であることを認め議員辞職した。他方、記者 C は、電気通信事業法 179 条 1 項によって起訴された。

以上の事例に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

【参照条文】 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）（抄）

第 4 条

- 1 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。
- 2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第 179 条

- 1 電気通信事業者の取扱中に係る通信……の秘密を侵した者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者……が前項の行為をしたときは、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

民法（配点 100 点）

鉄道少年である A は、列車の写真を撮りに踏切近くの草地に出かけた。いつも撮影する場所には、農作業をしている同地の所有者がおり、適切な場所を取ることができなかつたため、列車に接触する恐れはないものの、鉄道会社 X によって立ち入りが禁止されている線路際に侵入し、撮影に備えた。予定時刻に列車はやってきたが、A の付近に接近する直前、同列車の運転士 B に「車内で暴力事件が起きた」旨の緊急無線が入ったため、動搖した B は、A が立ち入り禁止区域にいることに気づくのに遅れた。A に気がついた B は急ブレーキをかけたが、平時運転している最新型の電車とはブレーキの方式が違つたため突然強い衝撃がかかり、D から車内で暴行を受けていた老人 C が座席の角にぶつかり負傷した。同列車は緊急停止し、C の救護や車両の点検のため、2 時間程度現場にとどまったくため、後続の列車が運休となり、乗車券等の払い戻し等の費用が X に発生した。A は進学校として有名な国立中学の中学生で成績は良好であったが、小学校低学年の時、鉄道会社が主催するイベントでトラブルを起こしていた。A の両親 Y は、A が鉄道好きであることを知つてはいたものの、A が小さい頃から激務であったため、A の日常生活の世話は、Y が雇用した Z によつてされていた。A が中学入学後、鉄道写真を撮るために終業後遅くまで帰宅しない日が増えていることについて、Y は Z から報告を受けていたが、A の成績に問題はなかつたためそれ以上気に留めてはいなかつた。

1. 鉄道会社 X は Y に対し、A の行為によって生じた損害の賠償を求めたいと考えている。XY 間の法律関係について論じなさい。

(配点 : 50 点)

2. 負傷した C は自らの損害につき賠償請求をしたいと考えている。誰にどのような請求が可能か指摘し、関係する者の法律関係について論じなさい。

(配点 : 50 点)

刑法（配点 100 点）

以下の事例に基づき、X・Yの罪責について、具体的な事実を摘要しつつ論じなさい。

Xは、午後1時頃、金品窃取の目的で、A宅に、1階居間の無施錠の掃き出し窓から忍び込み、同居間において、現金が入った財布を盗み、数分後に、玄関扉の施錠を外して戸外へと出た。そして、だれからも発見されることなく、徒歩で約500m離れた自宅に向かった。

Xは、自宅で盗んだ現金を数えたが、3万円あまりしかなかった。ちょうどそこにXの友人Yが現れ、Xから事情を聞いたYは、「玄関ドアを開けておいたなら話は簡単だ。もう1度行って、金目のものを盗みに行こう。」と言い、Xは、「そうだな。そうしよう。」とこれに応じ、午後1時30分頃、X・Y両名は、盗んだ財布をXの自宅に置いて、A宅に向かった。

ところが、Aは午後1時5分頃に帰宅しており、空き巣に気づくと、直ちに警察に110番通報していた。そして、通報を受けた甲署の警察官2名が現場に臨場し、指紋採取等の作業を行っていた。

X・Yは、警察官が室内にいることに気づかず、玄関を開けてA宅内に入ったが、ちょうど居間から出てきた警察官BとX・Yは鉢合わせとなったことから、X・Yは逮捕を免れようと玄関ドアを開けて戸外に出て、走って逃げようとした。

しかし、Bは走ってX・Yを追跡し、追いつくと、Yの腕を掴んできたため、XはYを助けようと、手拳でBの顔面を複数回殴打し、また、Yも、Xの助けを得てBから逃れようと、Bの腹部を蹴り、半袖の制服から出たBの前腕部に噛みつくなどした。しかし、Bは一向に怯むことなく、Yの腕を掴んだまま離さず、さらに、A宅から出てきた同僚の警察官Cも加わった。こうして、B・Cにより、X・Yは取り押さえられた。

Bは、顔面および前腕部に加療2週間を要する打撲傷、挫創等の傷害を負った。

[このページは空白です。]